

CSR 調達方針

大丸興業は、以下の調達方針に基づき、調達活動を行います。

1.組織統治

- ①事業活動を行う各国・各地域の適用法令を遵守します。
- ②公正・公平を第一とし、取引先様との透明性のあるフェアな取引を行います。
- ③サプライチェーンにおける反社会的勢力の存在・介入を排除します。
- ④事業継続計画(BCP)に基づき、災害等緊急時でもお客様に対する商品の安定供給に努めます。

2.人権への配慮

- ①ビジネス上の正当な利益と関係しない差別やセクシャル・ハラスメントなどの人権侵害行為を許容しません。
- ②児童労働・強制労働を許容しません。
- ③コンゴ共和国及び周辺国での紛争において武装勢力の資金源となる恐れのある「紛争鉱物」(※注)は使用しません。

3.労働慣行

- ①公務員等に対する贈賄および業務上の立場を利用した収賄、強要、横領等を行いません。
- ②労働環境及び安全性の整備に努めます。

4.環境への配慮

- ①法令(基準・規格)に適合した化学物質を含有するもしくは製造工程で用いた製品を提供します。
- ②環境負荷の少ない製品・サービスを利用します。

5.公正な事業慣行

- ①公正な競争を尊重し、不公正な手段による商取引を行いません。
- ②自社の秘密情報、他社の秘密情報、個人情報など、その種類に応じて適切に入手、利用、保管、廃棄を行います。
- ③知的財産権の維持、確保に努め、同時に他社の知的財産権を尊重し、故意に侵害または不正使用を行いません。

6.消費者課題

- ①お客様が必要とする製品・サービスの安全性と品質を確保し、適正価格で提供します。
- ②サプライチェーンにおける品質保証体制の整備と原材料トレーサビリティの構築に努めます。
- ③お客様が必要とする情報をサプライチェーンと協力し提供します。

7.コミュニティー参画及び発展

- ①社会が抱える課題に当事者として自ら取り組みます。
- ②地震、風水害等災害時には、進んで被害者への救援協力をします。
- ③自然災害時、家屋倒壊やライフラインの破壊などで、サプライチェーン上の企業が困難な状況に陥った際には、企業として対応できる方法で、支援活動に取り組みます。

※注 紛争鉱物とは、コンゴ民主共和国及び周辺国産の鉱物のうちスズ・タンタル・タングステン・金を指します。2010年7月に成立したアメリカのドット・フランク法により、非人道的な行為を行う武装集団の資金源となるのを防ぐことを目的とし、米国上場企業には紛争鉱物を購入・使用していないことを「確認」し、使用状況を米国証券取引委員会(SEC)に報告することが義務付けられました。

2018年9月1日

大丸興業株式会社

代表取締役社長

林 研一